

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 3 1 日

各事業者 様

川越市長 森田 初恵

(公 印 省 略)

令和 8 年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出について（通知）

平素より、当市障害者福祉行政につきましてご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 8 年 4 月分以降と令和 8 年 6 月分以降における報酬算定等について、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、下記のとおり必要書類のご提出をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

令和 7 年度の体制から変更がある全ての事業所及び令和 8 年 6 月報酬改定に伴う変更がある全ての事業所

下記の事業所につきましては必ず提出をお願い致します。

●前年度 1 年間の実績等を含めて届け出る加算等があるサービス

※居宅介護、※重度訪問介護、※同行援護、※行動援護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助

「※」がついているサービスは特定事業所加算を取得している事業所のみが対象です。

●令和 8 年 6 月報酬改定による加算等に変更があるサービスすべてのサービスが対象

※福祉・介護職員等処遇改善加算の区分の変更や地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援の福祉・介護職員等処遇改善加算の新設

※就労継続支援 B 型は、基本報酬の見直しが必要な事業所

が厚生労働省より示されており、そのため、見直し対象となる事業所は提出が必要

2. 提出書類

【令和8年4月分及び令和8年6月分】

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
(実施している障害福祉サービスの全項目を入力ください。
また適用年月日も含めて記載)
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
(令和8年4月分、6月分)
- ④その他サービス種別・加算ごとに必要な別紙様式及び確認資料(確認資料は未提出のものに限る)

3. 提出期限

【令和8年4月分】

令和8年4月15日(水) 厳守

【令和8年6月分】

令和8年6月15日(月) 厳守

4. 提出方法

川越市ホームページから、Logoフォームでご提出ください。

【川越市ホームページ】

介護給付費・訓練等給付費の算定に係る手続き等について

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006831.html>

5. その他

- 本書類は加算の算定の為に提出するものであり、加算以外の事業所情報変更には別途届出が必要です。
- 加算等について算定要件を満たさないことが判明した場合、遡って報酬返還となりますのでご注意ください。
- 期日までの提出が難しい場合は必ずご連絡ください。提出が遅れた場合、4月からの加算算定ができない場合があります。
- 国から報酬算定等について通知があった場合は、別途お知

らせする予定です。

- 勤務形態一覧表については、国が様式を作成しておりますが、時間帯を確認して人員配置がどのようになっているのか確認させていただきますのでお送りしたものを基本としてご対応ください。
- 提出がないこと、また加算の取得を届出しているが**必要書類の提出がない場合に加算を付けられないことがございます**。また、前年度の実績を基づいた基本報酬や加算の取得をされる場合で体制届の提出がない場合は、基本報酬の一番低い区分、加算なし及び減算という対応を実施する可能性がございます。そのため、必ず届出者に連絡が取れるように体制届の必要事項を記載してください。
- 体制届に関する問合せは下記メールアドレスにてお願いします。（事業所名、サービス名、担当者名、電話番号、質問内容（具体的に加算名やシート名などわかるようにしてください。））

※通常時の質問（基本報酬や加算に関する問合せ）は必ず
Logo フォームより実施してください。

お問い合わせ先

〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1

川越市福祉部障害者福祉課 障害給付担当

TEL 049-224-6312 FAX 049-225-3033

E-mail : shogaisha★city.kawagoe.lg.jp

市ホームページはこちら

